

平成28年度 7月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年7月5日(火) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(委員会許可分 1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分 1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分 7件)
議案第4号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分 18件)
議案第5号	農業振興地域整備計画について	(意見書提出分 2件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(3件)

その他

出席者

山崎 徹一	原 一夫	丸野 佳孝	嬉野 忠 碓 沖則
木下 信行	牛島 博子	原 善實	田中 市三 田中 芳春 峯 孝樹
鷺崎 和志	中島 勝	小池 正保	田中 良明 中野 秋彦 大川 幸博
中山 好典	鶴 香代子	吉丸 俊春	内田 秀光 大坪 正治

欠席者

事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より7月の定例農業委員会を開催します。

事務局

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

梅雨の蒸し暑い季節の中、7月の農業委員会に参加いただき、ありがとうございます。

報告として、農業公社あっせんによります農地売買等特例事業において、三根地区で1件の斡旋したことを報告します。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分1件)、議案第2号として農地法第4条の規定による許

可申請について（町許可分1件）、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申請について（町許可分7件）、議案第4号として農用地利用集積計画について（委員会決定分18件）、議案第5号として農業振興地域整備計画について（意見書提出分2件）、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について（3件）、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、8番〇〇委員さんと9番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。

田としては耕作が十分にされていない農地ではありますが、申請者本人には、確実な耕作を依頼しており、農地の所有権移転はやむを得ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、追認申請ではあるが、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元委員でありますので説明します。

周囲は住宅に囲まれた場所であり、影響等もないことから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

税法上は、雑種地として課税されておるのか。

事務局

現況地目が雑種地とされていることから、課税も同様に行われています。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。

目的は、建設会社の倉庫、資材置場用地となっており、農地転用にあたり問題はない

と思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。

雨水排水、生活排水については問題なく、農地転用にあたり支障はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図な

どを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。

前の第2の案件と関連していますが、隣家の方が敷地の通路として譲渡希望があつての農地転用であり、支障はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

別途、6月27日に現地確認を行いました。

雨水排水は、自然流下により北側水路へ排水され、中津隈区長、生産組合長の同意もあり支障はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号4について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号4は、申請どおり許可相当として町へ副申送付することに決定いたしました。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に現地確認を行いました。

許可要件を満たしており、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号5について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号5は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号6農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、追認申請ではあるが、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

6月24日に会長、事務局と現地調査を行いました。

昨年4月農地パトロールをした際、造成済みを確認した土地で、その後、農振除外の手続きをされ、始末書の添付もされていることから、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号6について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号6は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、農地区分、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき認定を受けた土地であること等について説明する。

会 長

地元〇〇委員さんから意見を頂きたいと思います。

〇〇委員

第1種農地ではありますが、北側は河川、南は道路があり、周辺農地への影響はない場所であり、問題はないと思います。

会 長

ただ今、事務局と地元委員より説明がありました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇〇 委員

三根校区では優良農地の転用がどんどん進んでいる。現在、みやき町、上峰町9つの共乾施設について、大規模な再編計画がされている。

転作が進み、稲作の作付面積が減少したことにより、米麦の利用料に反映されないだろうかと農業者の立場から感じている。

住宅整備事業で転用が進むと、作付面積が減少し、共乾の運営に支障が出るのではないかと。住宅も必要だが、長期的な見地から雇用の場の創設が必要な事項ではないかと感じる。

今回の案件に反対ではないが、皆さんでの検討をお願いしたい。

〇〇 委員

転用者に対しては、懸念して脱退違約金を取る等の詳細な事項もある。それを聞いてから検討すべきではないか。

〇〇 委員

みやき町、上峰町で2,000町を基本として構想してある。みやき町の基幹産業は農業であると言われる。定住促進も必要ではあるが、農業を継続していく必要がある。これ以上農地を減らしたくないと考えている。2,000町で1%の転用を見込んで利用料は検討されている。せっかくの優良農地を転用しなくてもいいのではないかと感じている。

〇〇委員

私は、後継者が育っていないことに危惧している。TPPで今の単価で計算していくと大変なこととなる。専業農家に集約し、大規模農家でないと農業の継続は困難なこととなる。

農地の真ん中に作っているわけではないので、心配する必要はないのではないかと。

住宅ができることにより固定資産税、住民税が入ってくる。農業での税収は僅かかと思われる。また、人口が多い程、交付金等も入ってくる。そのあたりを考えられているのではないかとと思われる。

〇〇委員

皆さんの意見は、農業委員の意見としては至極当然のことと思う。

共乾の問題は、農業委員会として直接関係する問題ではなく、結論を出す問題ではない。直接関係する転用問題は、慎重に行うという意見に傾聴し、今後も審議すべき内容ではないか。共乾に関する審議は頭の一部に持ちながら、転用について議論すべきと考える。

〇〇委員

優良田園住宅に関しては、補助金はあるのか。また、面積要件もあるのか、

事務局

補助金は不明ですが、税制面の優遇措置等はある。また、優良田園住宅に関しては、ゆとりある空間及び景観のある住宅地として、300㎡以上の敷地面積等の制限が法の中でなされている。

〇〇委員

北茂安校区の優良農地に大学や病院を誘致するとの話を聞いている。地主の方は売りたいとの意向と聞いているが、何らかの情報はあるのか。

会 長

先程の話については、将来的に都市計画の中で審議されていることは聞いている。ただ、農業用水の問題や土地改良区の問題があり、議会でも質問されている。現在、検討中ではないかと思えます。

〇〇委員

不動産業者が進出をしているのが県外の業者であるが、何らかの特殊な要因はあるのか。

事務局

県の認定後、ホームページで公募を行い、募集があった業者とは聞いている。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、公益性が高いと認められている『優良田園住宅の建設の促進に関する法律』に基づき認定を受けた計画に従って行われる事業の申請であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えておりま

す。

会 長

採決に移ります。議案第5号1について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、議案第5号2について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、農地区分等について説明する。

会 長

地元委員でありますので、説明及び意見を述べたいと思います。

北側には、県道、住宅地があり、周囲には公共施設、学校等があり、支障はない場所であることから、問題はないと思われまます・

会 長

ただ今、事務局と地元委員より説明を行いました。農振除外の意見ということで皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

〇 〇委員

町が分譲住宅用地として不動産事業に関わっている状況であるが、今後も町が同様に土地を開発していくのか。

事務局

1月に町より定住促進事業の説明があったが、今後の展開については把握しておりません。

会 長

他に無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

事務局案として、「土地改良事業区域内の土地ではあるが、上下水道が埋設されている道路に隣接し、500m以内に教育施設、医療施設、公共施設（町役場）が存する農地であり、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、除外はやむを得ない。」として意見提出したいと考えております。

会 長

採決に移ります。議案第5号2について、事務局案のとおり「除外はやむを得ない。」に賛成の方の挙手をお願いします。「全員異議なし。」ということで決定しました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P59報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

事務局

- ② 平成28年度第1回農業委員研修について
- ② 利用状況調査（農地パトロール）の事前確認について
- ③ 権限移譲後の農地転用事務手続きの違いについて
- ④ 農業者年金平成28年度加入推進計画について

会 長

今回は8月3日（水）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、8月3日（水）実施するということで決定いたします。

それから、来月の現地調査を7月25日（月）午前中に予定しておりますのでよろし

くお願い致します。他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで7月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長

議事録署名人 8 番

議事録署名人 9 番